

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成25年10月17日(2013.10.17)

【公開番号】特開2012-131728(P2012-131728A)

【公開日】平成24年7月12日(2012.7.12)

【年通号数】公開・登録公報2012-027

【出願番号】特願2010-284532(P2010-284532)

【国際特許分類】

C 07 C 67/03 (2006.01)

C 07 C 69/82 (2006.01)

C 07 B 61/00 (2006.01)

【F I】

C 07 C 67/03  
C 07 C 69/82 A  
C 07 B 61/00 3 0 0

【手続補正書】

【提出日】平成25年9月4日(2013.9.4)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

アルキレンテレフタレート単位を有するポリエステルをアルキレングリコールによって解重合反応を行い、ビス( - ヒドロキシアルキル)テレフタレートを含む解重合液を得た後、該解重合反応液中に含まれるビス( - ヒドロキシアルキル)テレフタレートをメタノールとエステル交換反応させるに際し、解重合反応に用いたアルキレンテレフタレート単位を有するポリエステルに対して重量比で0.01~1.0重量%のカルシウムを含む触媒を用い、エステル交換反応開始時点における反応液中に含まれる水分量がエステル交換反応液重量に対して重量比で0.0001~2.3重量%であることを特徴とするテレフタル酸ジメチルの製造方法。

【請求項2】

前記カルシウムを含む触媒が、酸化カルシウム、水酸化カルシウム又は炭酸カルシウムを含む触媒であることを特徴とする請求項1記載のテレフタル酸ジメチルの製造方法。

【請求項3】

前記カルシウムを含む触媒は、アルミナおよびシリカから選ばれる少なくとも1種に担持されたものであることを特徴とする請求項1または2に記載のテレフタル酸ジメチルの製造方法。